

生徒心得

本校の伝統である「自主・自律」の精神に基づき、高校生として良識ある行動をとり、有意義な学校生活を送るよう心がける。

① 礼法

1. 身だしなみを整え、言動は常に品位を保つ。
2. 挨拶を励行する。

② 服装

1. 簡素端正な服装を旨とする。
2. 制服は次の型を着用する。
 - 冬服…
 - ① 上着は学校指定ジャケット。左襟に校章をつける。下は学校指定のスラックス、スカートまたはジャンパースカート。ジャケットの中には白布無地のシャツ・ブラウス（ポロシャツ、Tシャツ不可）。ネクタイ・リボンは学校指定のもの。
 - ② 学校指定ジャンパースカート。ジャンパースカートの中は①に準ずる。
 - 夏服… 白布無地のシャツ・ブラウス（ポロシャツ、Tシャツ不可）。スラックス・スカートは冬服に準ずる。
3. 履物については、上履と下履とを区別し、教室内は上履（原則として学校指定のもの）とする。下履は通常の靴を使用する。
4. 通学中、制服の上に華美でない防寒具を着用してもよい。

③ 所持品

1. 教材用具、その他見回り品は、すべて質素なものを用いる。
2. 貴重品の管理につとめ、盗難紛失の時は、担当の先生に申し出る。
3. 必要以上の金や、生徒にふさわしくない物品は所持しない。
4. 所持品には必ず記名する。

④ 整理整頓

1. 当番は責任をもって清掃・美化・戸締りなどに特に心を配る。
2. 校舎内の備品を勝手に所定の位置から他に移動させてはならない。
3. 机・イス・窓ガラスその他学校の器物を破損した時はその旨を担当の先生に届け出る。

⑤ 課 業

1. 欠席・遅刻の場合は、8時から8時20分までに保護者を通じてクラス担任へ連絡すること。
病欠が長期に渡る場合及び病気により考査を欠席する場合は、医師の診断書を提出する。また、感染症疾患の場合は、所定の用紙もしくは医師の診断書を提出する。
2. 早退の場合は、その都度所定の用紙に記入して、担任に提出し承認を受ける。
3. 公欠の場合は「公欠願」（用紙は教務部）に学級担任・関係教員、関係教科担当の順に印を受け教務部に提出する。
4. 忌引きとなる日数は次の通りである。
父母の死亡・・・・・・・・・・7日以内
兄弟姉妹の死亡・・・・・・・・・・3日以内
祖父母の死亡・・・・・・・・・・3日以内
伯叔父母の死亡・・・・・・・・・・1日
曾祖父母の死亡・・・・・・・・・・1日
父母の忌祭・・・・・・・・・・1日
5. 下校までに校外に出る時は、担任の先生に許可を得て外出証を貰い携行する。
6. 授業開始後先生が教室に向くのが遅い時はただちにその先生に連絡をとる。なお不在の時は、教務に報告して指示を受ける。
7. 自習時間中は教室または図書館において、静かに勉強する。
図書館への移動は、放課中とする。なお、課題が出されている場合には、事前に配付しておくこと。
8. 登下校の時刻は次の通りである。

	月 ~ 金
登校時刻	午前8時以降
自転車駐輪時刻	午前8時20分迄
教室入室時刻	午前8時25分迄
教室施錠時刻	午後5時00分
部活動残留時刻	午後6時00分
完全下校時刻	午後6時30分

登下校は制服を着用する。

⑥ 規 律

1. 掲示物は掲示板を利用し、みだりに校内に貼付してはいけない。
2. 掲示物を掲示したいときは、または印刷物を発行、配布したいときは生徒指導部の許可を受ける。（部活動および、生徒会活動として決定された諸活動に関するものは生徒会弘報室に届け出る。）
3. 自転車通学を希望する者は、生徒指導部に届け出る。条例により、自転車を運転する場合は、自転車損害賠償保険等の加入が義務化されているので、必ず加入すること。また、安全運転に心がけ、ヘルメットを着用するのがのぞましい。
4. 自動車（自動二輪・原付等を含む）運転免許証の取得を希望する者は、担任を通じて生徒指導部に申し出る。
ただし、通学にはオートバイ等を使用してはいけない。
5. アルバイトは原則として禁止する。

6. 学校の施設・設備を大切にする。
7. 暴力行為・いじめは絶対にしない。
8. 夜間に、校外での親睦会は禁止する。
9. 飲酒・喫煙は絶対にしない。
10. みだりに金銭の貸借・徴収をしたり物品の贈答をしない。
11. 不健全な遊戯場や飲食店等に入りしない。
12. スマートフォン等で人の心を傷つけるメールや書込み、写真の投稿をしない。スマートフォン等の利用については午後10時から翌朝6時までは、メール交換・ラインなどのSNSへの書込み・投稿をしない。

⑦ 外出・旅行

1. 行先・目的・帰宅時間などを家人に告げて外出する。
2. 旅行するときは、保護者の同意を得、担任を通じて旅行届を生徒指導部に提出する。ただし、生徒だけで宿泊を伴う旅行は禁止とする。また、冬山の登山も禁止。
3. 旅客運賃割引証の交付を受けようとする時は、交付願を旅行届と共に担任を通じて生徒指導部へ申して